

# 一般財団法人関市スポーツ協会 表彰規程(抜粋)

(目的)

第1条 関市のスポーツ振興に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の模範となった者について、本規程によって表彰する。

(決定方法)

第2条 被表彰者は、市内の団体及び市内在住若しくは市内大学在學生又は一般財団法人関市スポーツ協会加盟団体員であること。

(表彰の種類)

第3条 表彰の範囲及び推薦の基準は、次のとおりとする。

## (1) スポーツ特別功労賞

ア 本協会の会長経験者で、特に功労のあった者

イ 一度表彰された者は表彰しない。

## (2) スポーツ功労賞

ア 関市スポーツ協会役員として5年以上在職し、協会発展に特に寄与した者

(ア) 特に寄与したとは、具体的に表現できる功績のある者

イ 関市のスポーツ振興に著しく功績のあった者

(ア) スポーツ振興に著しく功績があったとは、10年以上にわたりスポーツ団体の育成指導又は地域・職場のスポーツ普及に貢献した者

(イ) スポーツ施設の整備又は指導者の養成等の条件整備に貢献した者

ウ 在職中の役員は、年齢55歳以上とする。

エ 一度表彰された者は表彰しない。

## (3) 優秀指導者

ア 5年以上にわたりスポーツ団体又は選手の育成指導にあたり、その指導が適切であって、優秀な成績を収めた団体、個人を指導した者

イ 一度表彰された者は表彰しない。

## (4) 特別優秀選手 及び 特別優秀団体

ア 全国大会・国際大会等において最上位の賞を受賞(優勝)した個人、団体、又は2年以上にわたり優秀選手、優秀団体に該当した個人、団体

## (5) 優秀選手 及び 優秀団体

ア 過去1年間で県大会において最上位の賞を受賞(優勝)、又は東海大会、全国大会若しくは国際競技大会において優秀な成績を収めた個人、団体で、高校生を除く18歳以上の者。

特別優秀選手と重複しない。また、個人と団体の表彰は重複しない。

(ア) 県大会とは、岐阜県民スポーツ大会、国民スポーツ大会予選、種目別選手権等の権威ある大会であること。

(イ) 優秀な成績とは、岐阜県予選大会を経るか、岐阜県スポーツ協会又は岐阜県種目別協会から推薦を受け出場した場合に、東海大会3位まで、又は全国大会若しくは国際大会8位までの個人、団体とする。

## (6) 奨励賞 及び 奨励団体

ア 過去1年間で県大会において優勝、又は東海大会、全国大会若しくは国際競技大会において優秀な成績を収めた選手で、高校生以下の者。

特別優秀選手と重複しない。また、個人と団体の表彰は重複しない。

(ア) 優秀な成績とは、県大会において優勝した個人、団体、又は岐阜県予選大会を経て、東海大会3位まで、又は全国大会若しくは国際競技大会8位までの入賞とする。